

## 随意契約理由書

発注案件名	新宿公共職業安定所西新宿庁舎2階会議室入居工事	要求部署名	職業安定部職業安定課 職業紹介推進係
発注（契約） 内 容	新宿公共職業安定所西新宿庁舎2階会議室の入居工事		
発注（契約） 案 件 の 要 求 理 由	新宿公共職業安定所西新宿庁舎の会議室借上げに伴い、会議室として利用可能な設備を整える必要があるため		
契約金額	¥6,930,000	契約年月日	平成21年11月16日
契約業者名 及び住所	清水建設 株式会社 東京第二建築事業部 港区芝浦1-2-3-20		
随意契約 の理由	建物賃貸借契約上、内装改修工事については、当該業者が指定を受けており、競争性がないため、会計法第29条の3第4項に該当するため。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び 積算内訳	予定価格	-	
見積書徴収状況	1社(業者指定)		
その他 特記事項			